

改正

平成31年4月22日教育委員会告示第16号

令和3年3月22日教育委員会告示第8号

令和3年12月21日教育委員会告示第23号

令和4年7月20日教育委員会告示第23号

未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若者の市内における定住を促進するため、奨学金の返還に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付については、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 助成対象奨学金 平成29年4月1日以降に貸与を受ける次に掲げる奨学金をいう。

ア 上天草市奨学金貸与条例（平成16年上天草市条例第170号。以下「条例」という。）に基づく奨学金

イ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に基づく奨学金のうち、第一種学資金及び第二種学資金

ウ 熊本県育英資金貸与基金条例（昭和50年熊本県条例第28号）に基づく奨学金

エ その他市長が認める奨学金

(2) 助成対象奨学生 助成対象奨学金の貸与を受けた者をいう。

(3) 学校等 条例第2条第2号に規定する学校等をいう。

(4) 就業 企業、団体又は個人事業主に雇用されること、若しくは個人で農業又は漁業その他の事業を営むこと、又はその事業に従事することをいう。

(助成金の受給要件)

第3条 この要綱による助成金の交付を受けることができる者は、助成対象奨学生で、次の各号の全ての要件に該当するものとする。

(1) 学校等卒業後、平成30年4月1日以降に助成対象奨学金を返還した者又は返還している者

であること。

- (2) 助成金を申請する年度（以下「申請年度」という。）の前年度から市内に住民登録している者で、助成金を申請する初年度から引き続き10年間、市内に居住する意思がある者であること。
- (3) 市内の事業所等に就業している者であること。
- (4) 奨学金の返還に関する他の助成金等を受給していない者であること。
- (5) 助成対象奨学生の属する世帯の全員が、市税等を滞納していないこと。
- (6) 公務員でないこと（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。）。
- (7) 上天草市暴力団排除条例(平成24年上天草市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。

（助成金の額及び交付期間）

第4条 助成金の額は、返還すべき助成対象奨学金の10分の1に相当する額又は申請年度の前年度に返還した当該助成対象奨学金の額に相当する額のいずれか少ない額の合計とする。ただし、1会計年度につき20万円を上限とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、助成金の申請年度以前に助成対象奨学金のうちいずれか一の奨学金の全額を返還した場合の当該奨学金に係る助成金の額については、返還すべき当該助成対象奨学金の額の10分の1に相当する額とする。

3 申請年度の前年度において、市内に住民登録し、かつ、就業した期間（以下「対象月数」という。）が1年に満たない場合における助成金の額は、1会計年度に交付する助成金の額を対象月数で按分した金額とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。この場合において、対象月数は、市内に住民登録及び就業の両方を満たした日の属する月から起算するものとする。

4 助成金の交付期間は、助成対象奨学金の返還開始年度の翌年度から10年間を限度とする。

（交付申請及び実績報告）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金の交付を受けようとする会計年度の9月末日までに未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、第3号に掲げる書類より証明すべき事実を市が公簿等によって確認することについて、申請者が同意したときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 住民票
- (2) 就労証明書（様式第2号等）、自営業にあつては営業証明書等自らの業を営むことを証す

る書類

- (3) 申請者の属する世帯全員の納税証明書（未納がない証明書）
- (4) 奨学金の貸与を証する書類
- (5) 奨学金の返還開始月及び返還期間が確認できる書類
- (6) 奨学金の返還金額を証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付申請は、助成対象奨学金を返還した年度の翌年度に限り、行うことができるものとする。ただし、助成金を交付申請する際、既に助成対象奨学金を全て返還している場合は、この限りでない。

（交付の決定及び助成金の額の確定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めるときは、助成金の交付決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定及び額の確定をしたときは、申請者に対して未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成金交付決定及び確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（助成金の請求）

第7条 前条の助成金の交付決定及び確定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が助成金の交付を受けようとするときは、未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（助成金の交付）

第8条 市長は、前条の規定により助成金の請求があったときは、交付決定者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第9条 市長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正の行為によって助成金の交付を受けたと認めるときは、助成金の交付の決定を取り消し、未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成金返還命令書（様式第6号）により、期限を定めて既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第5条から第9条までの規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月22日教育委員会告示第16号）

この要綱は、平成31年4月22日から施行する。

附 則（令和3年3月22日教育委員会告示第8号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月21日教育委員会告示第23号）

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。

附 則（令和4年7月20日教育委員会告示第23号）

この要綱は、令和4年7月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。